

令和4年度 一般会計歳出 第11款 1項 3目
地域整備費 12節 01 委託料

受付 番号	種目番号 -	連絡先	委託担当 防災まちづくり推進課	担当者名 すみかわけん 澄川賢
				電話 045-671-3484

設 計 書

1 委託名	令和4年度 建築物不燃化推進事業新台帳システム開発業務委託	
2 履行場所	都市整備局防災まちづくり推進課及び受託者社内	
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 契約締結日 から 令和 4年 12月 16日 まで <input type="checkbox"/> 期限	
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約	<input type="checkbox"/> 概算契約
5 部分払い	<input type="checkbox"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> しない
6 前金払い	<input type="checkbox"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> しない
7 その他特約事項		
8 委託概要	(1) 制度学習、既存アクセス台帳解析 (2) データベース、設計システム設計 (3) 既存機能テスト、DB変更に伴う調整 (4) 追加機能開発 (5) マニュアル作成 (6) 本番環境リリース	

横浜市都市整備局

委託代金額

内訳 業 務 價 格

消費税及び地方消費税相当額

横浜市都市整備局

委 託 内 訳 書

名 称	単 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
1 直接人件費					
システム開発業務					
制度学習、既存アクセス台帳 解析	式	1			第 1 号内訳明細書
データベース、設計システム 設計	式	1			第 2 号内訳明細書
既存機能テスト、DB変更に伴 う調整	式	1			第 3 号内訳明細書
追加機能開発	式	1			第 4 号内訳明細書
マニュアル作成	式	1			第 5 号内訳明細書
本番環境リリース	式	1			第 6 号内訳明細書
共通					
打合せ等	式	1			第 7 号内訳明細書
直接人件費計					
2 直接経費					
サーバ費用 (SQL Server 2 0 1 9 Standard日本語版)	式	1			第 8 号内訳明細書
直接経費計					

横 浜 市 都 市 整 備 局

委 託 內 訳 書

横浜市都市整備局

内訳明細書

第1号		制度学習、既存アクセス台帳解析			
名 称	単 位	数 量	单 價	金 額	摘要
主任技術者	人日				
技師A	人日				
合 計					

内訳明細書
第 1 号

第2号		データベース、設計システム設計			
名 称	単 位	数 量	单 價	金 額	摘要
主任技術者	人日				
技師A	人日				
合 計					

内訳明細書
第 2 号

横浜市都市整備局

第 3 号 既存機能テスト、DB変更に伴う調整					
1式当たり 令和4年3月設計業務委託等技術者単価					
名 称	单 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
技師A	人日				
技術員	人日				
合 計					

内 訳 明 細 書
第 3 号

第 4 号 追加機能開発					
1式当たり 令和4年3月設計業務委託等技術者単価					
名 称	单 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
技師A	人日				
技術員	人日				
合 計					

内 訳 明 細 書
第 4 号

横 浜 市 都 市 整 備 局

第 5 号 マニュアル作成					
1式当たり 令和4年3月設計業務委託等技術者単価					
名 称	单 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
技師A	人日				
技術員	人日				
合 計					

内 訳 明 細 書
第 5 号

第 6 号 本番環境リリース					
1式当たり 令和4年3月設計業務委託等技術者単価					
名 称	单 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
技師A	人日				
技術員	人日				
合 計					

内 訳 明 細 書
第 6 号

横 浜 市 都 市 整 備 局

第 7 号 打合せ等 (業務着手時：1回、中間打合せ：2回、成果物納入時：1回、計4回)					
1式当たり 令和4年3月設計業務委託等技術者単価					
名 称	単 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
主任技師	業務				
技師A	業務				
技師B	業務				
合 計					

内 訳 明 細 書
第 7 号

第 8 号 サーバ費用 (SQL Server 2019 Standard日本語版)					
1式当たり 令和4年3月設計業務委託等技術者単価					
名 称	単 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
サーバライセンス (CAL無)	式				
アクセスライセンス (1 USER CAL)	式				
合 計					

内 訳 明 細 書
第 8 号

横 浜 市 都 市 整 備 局

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】・【地質・土質調査編】・【測量編】」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

（1）横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>

（2）土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

（3）横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

特記仕様書

(適用)

第1条 特記仕様書は、横浜市（以下「委託者」という。）が、受託者に業務委託した、「令和4年度 建築物不燃化推進事業新台帳システム開発業務委託」（以下「本業務委託」という。）に関して適用する。

(準則)

第2条 受託者は、委託された業務を履行するにあたり、横浜市契約規則を遵守するとともに、委託契約図書（契約書、委託契約約款、設計図書をいう。）に基づくものとする。

(目的)

第3条 本業務委託の目的は次のとおりとする。

横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく手続きに関する既存システムを基に、既存システムの課題を解決し、将来にわたり円滑に業務が遂行できるシステムを開発する。

(履行場所)

第4条 都市整備局防災まちづくり推進課及び受託者社内

(履行期間)

第5条 本業務委託の履行期間は、契約締結日から令和4年12月16日とする。

(業務内容)

第6条 本業務委託の内容は次のとおりとする。

建築物不燃化推進事業新台帳システム（以下「新台帳システム」という。）の開発

(1) 作業内容

- ア 要綱に基づく一連の申請手続を把握し、既存システムの解析を行う。
- イ 新台帳システム開発に向けたデータベース、システム設計を行う。
- ウ 既存機能テスト、データベースの変更に伴う調整を行う。
- エ 設計に基づき、新台帳システムの開発、プログラミングを行う。

- オ 新台帳システムを利用するためのオペレーションマニュアルを作成する。
- カ 開発した新台帳システムのテストを行い、新台帳システムをインストールし、既存システムのデータを移行し環境を構築する。

(2) 基本条件

以下の仕様を踏まえて開発すること。

ア ネットワーク構成等

横浜市共通サーバにデータを格納し、YCANと接続したシステムとする。操作はYCANに接続している業務用パソコン20台による。

Microsoft Windows8.1以降のOSで稼動するように留意すること。

イ データベース等

MS-ACCESS、またはこれと同等品をデータベースとして使用する。

また、データを格納するために、新たにSQLサーバ等のソフトウェアを導入する。

ウ 既存データの移行

既存システムとして、Microsoft Access2013を利用した建築物不燃化事業アクセス台帳システム（以下「S-システム」という。）が存在する。これには平成26年以降のデータが入力されており、要綱に基づく一連の申請手続及び進捗管理・件数集計・補助金予算管理・統計用データ出力等を行っている。

新台帳システムにはS-システムの蓄積データを移行できるようにすること。

エ その他

サーバ（横浜市共通サーバ）、OSソフト、データベースソフト、非常用電源、バックアップ、セキュリティ対策、アクセスログ管理機能については、現在稼働中のものを使用する。不足が生じた場合は、横浜市と受託者の協議のうえ導入を検討する。

(3) 改善内容

ア S-システムは操作の共有化が困難な部分があるため、全体の構成を見直し、汎用性があり、できるだけ冗長性があるプログラム内容に変更する。

イ 今後のデータ量の増大に備え、バックエンド側のデータベースをSQLサーバー等のソフトウェアを利用したものに変更する。蓄積データ（約5000件）に加え、今後1年間に約500件のデータを新規入力する想定とする。

エ S-システムで入力した既存データが新台帳システムでも問題なく取り扱えるようにし、また進捗管理・集計等も、S-システムで入力した既存データ、新台帳システムで入力した新規データが混在した状況で問題なく行えるようにする。

オ 新台帳システム稼動後の出力帳票の追加・修正は本市職員が行うことと前提とし、操作はなるべく現在のS-システムに準拠したものとし、システムの開発及びオペレーションマニュアル作成にあたっては作業が容易になるよう配慮する。

また、今後の要綱の変更に伴う各種様式の修正・補助単価の変更等の簡易な修正作業は、マニュアルを基に職員が行えるようにする。

(必要経費)

第7条 本仕様書等に定める業務の履行において必要となる備品、消耗品及び機器の損料等の必要経費は、本委託による委託料の中に含まれるものとする。

(業務履行方法)

第8条 業務の履行にあたり、以下の事項を定めることとする。

- (1) 作業方法、作業時期等について委託者と十分に協議し、作業の進捗状況について委託者に適宜報告をおこなうこと。
- (2) 受託者は本業務の履行中に知り得た情報については、いかなる理由があっても委託者の承認なしに他に漏らしてはならない。
- (3) 本委託により開発するシステムに関する著作権はすべて本市に帰属する。
- (4) 本委託に従事する者は、開発するシステムに係る本市業務及びその関連法令等について十分に理解して作業を行うこと。
- (5) システム使用開始後、不具合の修正、システムの一部改修への対応を行うこと。

(貸与条件)

第9条 業務の遂行にあたり、以下の資料は受託者へ貸与できるものとする。

- (1) 既存の管理システム（S-システム）
- (2) その他、業務遂行にあたり必要となる資料

(再委託の禁止及び再委託時の措置)

第10条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務は自ら取り扱うものとし、第三者に再委託してはならない。

再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、本契約に基づく業務を遂行する能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

(取り扱い)

第11条 受託者は、委託契約約款、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項及び個人情報取扱特記事項の定めを遵守し、適切な管理のもとに業務を進めていかなければならない。

(成果品)

第12条 成果品については、以下のとおりとする。

- (1) 外部設計書
- (2) ソースコード一式
- (3) テスト報告書（テスト項目及び結果が確認できるもの）
- (4) オペレーションマニュアル
- (5) その他システム稼動に必要な成果物一式

※成果品は別途電子媒体（CD 等）で1部提出すること

(成果品の納品)

第13条 成果品の納入先は、都市整備局防災まちづくり推進課とする。

(補則)

第14条 本特記仕様書に定めのない事項、又は委託業務の履行において、本特記仕様書等に疑義が生じた場合は、横浜市と受託者と協議のうえ定めるものとする。

建築物不燃化推進事業補助の対象地区

- 都市整備局防災まちづくり推進課 -

神奈川区



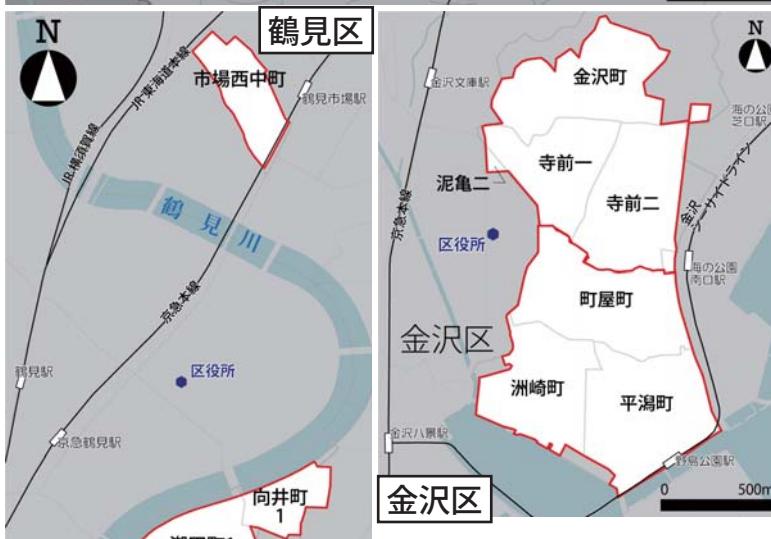
中区



西区



鶴見区



機子区



四例

：不燃化推進地域

：補助封免地域

南区



N

西区

南区

A map showing the northern part of the city. It includes labels for '井土ヶ谷駅' (Itokegaya Station), '京急本線' (Keikyu Main Line), '大岡川' (Oike River), '時田駅' (Toda Station), '若宮町1' (Wakamiya-chō 1), '若宮町2' (Wakamiya-chō 2), '若宮町3' (Wakamiya-chō 3), '若宮町4' (Wakamiya-chō 4), '弘明寺駅' (Hōmei-ji Station), '大岡一' (Oike 1), '大岡二' (Oike 2), '大岡三' (Oike 3), and '磯子区' (Iso-ku). A north arrow is located in the top right corner.

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するため得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となつたときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を使用することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。